

平成30年度 第1回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

平成30年5月7日（月）

	平成30年度 第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	平成30年5月7日(月) 午後3時～午後5時	
場所	杉並区役所 分庁舎4階 会議室(A・B)	
出席者	委員	高見澤、小笠原、正木、幸田、松枝、白鳥
	条例第13条による出席者	なし
	説明員(区)	土木担当部長 建築課長 狭あい道路整備課長 副参事(特命事項担当) 土木管理課長
傍聴	なし	
配布資料	事前	
	当日	<ul style="list-style-type: none"> ・狭あい道路拡幅整備 平成30年度の取り組みについて ・平成29年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況【暫定版】 ・平成29年度 第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録
会議次第	1 開会 2 報告事項 平成29年度実績報告 平成30年度の取組について 3 その他 次回の協議会日程調整 4 閉会	狭あい道路整備課長 進行：会長 狭あい道路整備課長 会長

第1回 杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、定刻となりました。平成30年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催をお願いいたします。

本日の狭あい道路の拡幅に関する協議会につきましては、委員より欠席する旨の連絡をいただいております。杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員7名のうち現在6名の委員が出席されておりますので、平成30年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会の開催は有効に成立しております。

開会に先立ちまして、杉並区の平成30年度人事異動に伴う新しい職員を私から紹介させていただきます。

—説明員、事務局の区職員紹介—

○開 会

狭あい道路整備課長 それでは、協議会の開会を、会長よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、ただいまから「平成30年度第1回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会」を開会いたします。

議事の前に、事務局から報告等をよろしくをお願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは、私から委員の委嘱につきましてご報告させていただきます。

平成30年4月1日付の東京消防庁の人事異動に伴いまして、杉並消防署警防課長に異動がございました。鈴木委員から白鳥悦男委員へお願いすることとなりました。

なお、委嘱状につきましては時間の関係上、席上配付とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

それでは、新たに委嘱させていただく委員をご紹介します。

白鳥悦男委員でございます。

委員 よろしくをお願いいたします。

狭あい道路整備課長 今後ともよろしくをお願いいたします。

それでは、本日は平成30年度最初の協議会でございますので、区長を代理いたしまして、土木担当部長のご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

土木担当部長 皆さん、こんにちは。土木担当部長の吉野でございます。

協議会も平成28年の8月から始めて、これまで精力的にご議論いただいて、

2回の諮問に答申をいただいて、条例の趣旨にのっとった形で進めてこられたというふうに思っています。

我々も条例の趣旨を生かして、区の狭あい道路拡幅整備事業をこれまでも進めてまいりましたが、改正から2年経って、十分に成果が上がっていないのではというような指摘も、区長からあり、体制も新たに強化をして改正3年後、来年の施行状況の検証等に向けてしっかりと進めていきたいと考えてございます。協議会の皆様の叱咤激励をいただき、狭あい道路拡幅事業が一層進むように、ご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

この平成30年度も、どうぞよろしくお願ひいたします。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

それでは、これから会長に議事の進行をお願ひいたしたいと思います。

では、会長よろしくお願ひいたします。

会長 議事録署名ですけれども、委員にお願ひします。よろしくお願ひいたします。傍聴については。

狭あい道路整備課長 傍聴の申し出はございません。

○報 告

会長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

表紙の議事次第のとおりでありますけれども、30年3月現在の昨年度までの実績をまず報告していただいた後、本年度の取り組みについて、今年度及び来年度の取り組みの報告とその議論が今日の主なテーマですね。そんなことで進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、事務局のほうから順次、配付資料の説明をお願ひできますか。

狭あい道路整備課長 では、初めに配付資料の確認を行わせていただきます。

本日の当日の配付資料といたしましては、まず次第でございます。

次に資料として「平成30年度の取り組みについて」。

また、参考資料といたしまして「平成29年度 狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況【暫定版】」でございます。

「平成29年度第4回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会議事録」でございます。

後ほど説明させていただきますが、追加で「地震被害シミュレーション結果」報告の概要版のリーフレットと、狭あい道路拡幅整備助成対象地区の案内

図を、また、参考で条例と条例施行規則を配付させていただいております。

資料はお手元にありますでしょうか。不足している方はお知らせください。では、配付資料に基づきまして、ご説明をいたします。

まず、参考資料の平成29年度の狭あい道路の拡幅に関する施策の実施状況についてご説明させていただきます。

本資料につきましては、昨年度末3月23日に開催いたしました、平成29年度第4回協議会におきましてご報告させていただいたものと同様でございます。ただし、そのときの2月末現在までの数値をできる限り今回は3月末の数値としたものになってございます。したがって、変更箇所の数値を中心に、主な点のみ説明させていただきます。

初めに拡幅整備の取り組み状況ですが、平成29年度の拡幅整備延長は、まだ精査中ではございますが、3月末で8,033メートルでございます。結果として、平成27年・28年度から減少しておりますが、戸別訪問等の折衝による拡幅につきましては、折衝件数・拡幅整備件数・拡幅整備延長ともに平成27年度・28年度を上回っております。

次に、資料の4ページになります。支障物件の取り組み状況でございますが、改正条例の施行が28年の7月、支障物件の設置禁止規定が29年の1月というところから、28年度33件が、29年度は62件となっております。区民の関心も高まっていると感じているところでございます。

支障物件に該当する件数につきましては、2月末より1件増えて19件となっております。したがって、指導を行った件数も19件と1件増えてございます。

続きまして、助成制度の取り組みについてでございます。助成金の交付につきましては、件数、金額とも昨年より増加しており、折衝による拡幅整備件数が増えたことが主な要因と考えております。

続きまして、6ページになります。重点整備路線の取り組みについてでございます。重点整備路線の取り組みの数値につきましては、前回と同様になっておりますが、前回の協議会において「年度がわかりにくい」とのご指摘もございました。年度を追記させていただいております。

また、委員からご指摘のございました、違反建築物件数の明記につきましては、既存建築物の確認や建築年次が不明なものもございますので、単純に違反とも既存不適格とも判断できないものもございます。研究・整理の必要がござ

いますので、今回は記載しておりません。

以上が29年度の実施状況となります。

続きまして、平成30年度の取り組みについてご報告させていただきます。

A3判のカラー刷りの資料をご覧ください。

平成30年度は、資料のとおり、大きく4つの柱に整理いたしまして、重点的に取り組んでいくことといたします。

28年7月に条例を改正いたしまして約2年が経とうとしておりますが、今年度は改正条例の効果を明らかに見えるようにするために、これまで以上に戦略的にスピード感を持って事業を進めていきたいと考えております。

まずは1つ目の柱で、拡幅整備の取り組みでございます。現状につきましては、記載のとおり目標値を達成できていない状況となっております。そこで、拡幅整備の加速化を図るために制度の周知を徹底し、拡幅整備への誘導を強化してまいります。

配付資料の「地震被害シミュレーション」がございます。こちらのリーフレットと、もう1つ、道路拡幅整備助成対象地区の案内図、A4判のカラー刷りの資料がございます。そちらの2つの資料をあわせてご覧ください。

まずシミュレーションのほうですが、今般、予測されております首都直下地震の中でも、杉並区内の被害が最大とされてございます東京湾北部地震を想定して、昨年9月に区が公表いたしました「地震被害シミュレーション」の結果がこちらに記載されてございます。その中で被害が大きいとされた成田東一丁目、二丁目などの地域を、この4月より整備地区に追加いたしました。

A4判の案内図をご覧ください。新たな整備地区、ピンク色で記載してございますが、今回のシミュレーション結果によりましてこのエリアも危険度が高いことが判明しましたので、このエリアも手厚く助成を行っていくという地域にさせていただきます。

まず、内容につきましては、建て替えが伴わなくても土地の所有者から道路の拡幅の協力がいただける場合は、塀などの除却と築造に要する経費の一部を区が助成することといたしました。

この新たな整備地区全域の沿道地権者への戸別訪問を早急に行いまして、制度を周知し、拡幅整備を誘導してまいりたいと考えております。

また、これまで以上に耐震・不燃化事業と連携しまして、建て替え等による拡幅整備も促進してまいります。

さらに、これまでご協力いただけていない既存の整備地区での折衝も引き続き粘り強く進めていきたいと考えております。

最初のA3判の資料にお戻りください。

次に、拡幅整備の「見える化」を図ってまいります。

拡幅整備の加速化を図るためには、まずは区がみずから姿勢を示していくということが重要だと考えております。

記載のとおり、学校や公園などの区立施設に接する狭あい道路の拡幅を早期に完了できるように努めてまいります。

さらに現在、調査中でございますが、学校、公園のほかにも区立施設が104カ所ほど2項道路に接していますので、こちらも拡幅整備の状況を調査終了後、未了の施設については、順次、整備に着手していきたいと考えております。

また、「見える化」を図っていくためには戦略的広報、これも大事だと思っています。戦略的に広報を行いまして、区民に一層の周知を図ってまいります。

これまで単発的でありました広報紙への掲載も年間を通じて定期的に行ったり、区民生活部の各地域活動係と連携しまして、積極的に町会などの地域への働きかけを強化していきたいと考えています。そこで地域の熱意と申しますか、そこら辺をしっかりと酌み取りまして、それで熱意のある地域におきましては「ショールーム路線」と申しますか、整備の効果が見えるような路線を、例えば施行前と施行後の写真を比較しながら、住民の方に理解していただきながら、より多くの区民の方に拡幅整備の効果が見えるように取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みを積極的に行い、拡幅整備の目標値でございます9,500メートルを目指してまいります。

次に、この表の2つ目の柱です。重点整備路線。こちらの取り組みですが、この間、職員が鋭意折衝を重ねてきておりますが、記載のとおり、まだまだ実績が伸びていない状況となっております。

そこで、重点整備路線での拡幅整備や支障物件の除却の加速化を図っていくために、記載のとおり合同パトロールの実施、こちらは建築課や警察、関係機関と合同のパトロールを行いまして、強力な指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、計画的かつ継続的な戸別訪問等、支障物件への集中的な取り組みを鋭意行いまして、重点整備路線の取り組みを区民の方に周知徹底させ、拡幅整備

を促進してまいりたいと考えております。

続きまして、3つ目の柱で支障物件の取り組みですが、この間、職員が鋭意折衝を重ねてきておりますが、記載のとおり、まだまだ実績が伸びていないという状況となっております。

そこで、今年度は改正条例を生かし、支障物件設置者に対しまして、徹底した指導を粘り強く行うとともに、特に悪質なものにつきましては代執行も視野に入れ、支障物件の除却数のスピードアップに取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取り組みを積極的に行って、支障物件を置かない、置かせないという区民意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4本目の柱の突出電柱の取り組みでございますが、記載の突出電柱、58本と60本で118本ございますが、こちらは平成24年度に区が調査した件数で、この間、東京電力・NTTと連携しながら、33本と15本、合計48本の電柱は適切な位置に移設することができました。

本来、道路の拡幅整備に合わせて電柱も移設を行っているところなのですが、沿道の住民の方から合意を得られなかったり、技術的な問題などの理由で移設されずに残ってしまったもの、こちらが突出電柱というものなのですが、通行に支障があるなど、大きな課題となっております。

この課題につきまして区長からも強く言われておりまして、今年度は問題箇所には、これまでは電柱事業者、東電とNTTが折衝をしましてまいりましたが、今年度は区職員も問題がある箇所につきましては同行いたしまして住民折衝を行っていくなど、突出電柱の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

また、これまで道路の拡幅が完了していても、電柱の移設時期が大幅に遅れてしまうケースも多く見受けられておりましたので、今後は拡幅整備の効果を早期に発揮させるためにも、電柱事業者と連携し、情報を共有しながら、移設の迅速化を図ってまいりたいと考えております。

これらの取り組みを積極的に行いまして、突出電柱移設100%を目指してまいりたいと考えております。

最後に、来年度は改正条例の効果の検証を行ってまいります。ゆえに今年度は、改正条例の効果を最大限に活かす取り組みを加速化していくために、これらの取り組みを職員一丸となりまして、精一杯取り組んでまいります。

私からは以上が報告となります。

会長

では、まとめて今までのご報告全体について議論すればよろしいですね。

我々、3カ月に一度集まってくると、また前に聞いたことを忘れてしまうようなこともたくさんあって、初歩的だったり、前にも説明したではないかというお話も出ると思いますけれども、その辺はご容赦いただくとして。

最後に言われた全体の流れからすると、今年度は今ご説明いただいたA3のこの取り組みで従来以上に積極的に取り組んでいくと。それで、来年のちょうど1年先ぐらいの5月なりのこの協議会で、30年度に頑張っただけぐらいいってきた、このぐらいはまだ残っているというご報告を受けて、それで条例の規定なり、取り組みについて我々が答申すると。そんな流れで理解していればよろしいですかね。今年中にこの条例の見直しに関する答申を求められるということはない。

狭あい道路整備課長 まず、やはり今年度、この方針をやり切っていきたいと考えております。

職員も大幅に変わりました。私も別の立場で関わっていたのですが、今回は私が旗を振って、課一丸となって取り組んでいくこととし、条例改正の効果が発揮されるように頑張っていきたいと思っておりますので、1年間ぜひとも効果を見ていただきたいと思っております。

会長

そういう流れですね。取り組みの職員体制とか予算のお話は、また質問も出ればご説明いただくとして、そんな流れで一応、今年度、また三度か四度あるこの会議は、来年度には何かの答申を出すだろうということを頭に入れながら、数回の会議を持つと。そういう理解でよろしいですね。いきなり答申を議論しなくてもね。

狭あい道路整備課長 はい。

会長

わかりました。

狭あい道路整備課長 今回、新たな整備地区も加わりましたので、重点的に地域に入って行って、地域担当の管理職を含めた職員と連携を図りながら、熱意のある地域と連携し、さらに重点整備路線をまた新たに指定するなどして、取り組んでいきたいと考えております。

会長

では、そういう前提で、最初、補強された昨年度の取り組みの修正・加筆したところをご報告いただきましたけれども、前回出たようなちょっとわかりにくいところを補足説明して、その辺も加えていただいているわけですね。

狭あい道路整備課長 そうですね。例えば、6ページの重点整備路線の取り組みの表も、年度別に二段書きになっていたのですけれども、わかりやすいように年度を右側に

28年、29年ということで、一応見やすくは改良させていただきました。

会長

昨年度の実績報告、実施状況報告の変わったところを含めて、再度ご質問等をまず承りましょうかね。

どうぞ。

○電柱移設の取組について〔意見交換〕

副会長

ちょっと本論から外れますけれども、実施状況の5ページで、一番上に「電柱等移設の取組」というのがございますよね。28年度に比べて29年度は依頼本数、移設本数、大幅に減っているのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。予算の関係とか。

狭あい道路整備課長

例えば、家の建て替え等で道路に面しているところに電柱があるか、ないかでも数が変わってくると思うのですが。もともと、先ほど突出電柱と言ったのは平成24年度に残ってしまったもので、それ以降はこういった建て替えの際などに電柱事業者に移設の依頼をしていますので、年度によって、建て替えがある前面の道路への電柱の有無によって変わってまいります。

副参事

整備延長も減っていますけれども、電柱があるところは必ず依頼をいたしますが、たまたま電柱がなかったとか、整備してあったところの隣接地だったことで電柱も後退済とか、そういうことはあったと思いますが、この移設本数については、これを依頼して、年度をまたぐことがあると前回もご説明申し上げましたけれども、それで移設ができれば増えていきますので、移設本数はまた増えていくということになります。

先ほど突出電柱の取り組みという、こちらのペーパーのほうは、電柱については今までこの協議会にあまりお話をしていなかったのですけれども、平成24年度あたりから狭あい道路について大きな課題と考え、全区一斉に狭あい道路の中の電柱で、いわゆる道路は後退しているけれども電柱が前にある、宙に浮いている状態というのはどのくらいあるかというのを調べたのが、この件数です。80センチ以上出ているもの、それから60から80センチ程度のもの、これを突出電柱として、重点的に東電、NTTに移設を依頼してきました。

また今年、特に取り組むということで、これと、今回の電柱移設の取り組みの、これは建物の建て替えとか、それから戸別訪問による拡幅で下げるといふのは別物ではございます。しかし、道路が拡がると、電柱というのは、今までと同じ位置にあるのですが、道路の拡幅の効果があらわれないということが

ございますので、こちらにも載せさせていただきました。

委員 今の件で、今ご質問があった5ページのところの移設をするというのは、前の年に移設できなかったものは次の年に移設するという説明があったのですよね。そうすると、28年の未了本数51というのは、29年の99の中に入っているということですか。これを見ると、29年は99から47を引くと52になるのですよ。だけど今の説明だと、前の年に未了だった電柱は次の年に移設するというのもあるということだと、そうすると、47の中に28年の51の中の残っているものが入っているということになりますよね。そうすると、99の中に51が全部入っているということになると。

副参事 99の中には入っていません。年度ごとに依頼本数と、それに対する現時点での移設本数になります。

委員 そうするとこの表自身が、未了が51というのが解消されているわけではないのですね。

29年の移設本数というのは、99という29年に依頼したものだけのうち47移設しましたよということだから、28年度に依頼した電柱で残っていたものでも移設したのがあるわけでしょう。

副参事 現時点で51とあるのが未了本数です。

委員 そうすると、27年に移設したもので、今の時点で80まだ残っているということになる。26年とかもあるわけですよ。

副参事 そうですね。

委員 そうすると、今残っているのは、これを全部足していくということになるわけですね。

それを表にしないと、今の話だと、恐らく誤解しますね。

副参事 そうですね。確かに51がまたもう1回依頼したように見えます。

委員 そうなのだと今、知りました。

ちょっと工夫したほうがいいかもしれない。

委員 「移設本数」と言うから、その年度に移設したように読めてしまうのだけれども、「移設済み本数」とかいうふうにすれば、そうは読めなくなるね。

委員 それからもう1点、今のこっちの突出のほう、区長さんがおっしゃっているのは突出電柱のほうだと思うのですが、いずれにしても電柱の移設の5ページのほうも両方なのですから、依頼したけれどもできていないということですか。

できていない場合に、知りたいのはその協力姿勢ですね。つまり東電とNTTに依頼して、どちらが非協力的なのですか。

副参事

今まではNTTなり、東電が地元に行って、動かしますよと話をしてきたところで、住民の理解が得られないもの、技術的にできないものもある。そういうものがありますが、どちらも協力的に行っていただいております。

委員

私、弁護士会のほうで所有者不明土地の委員をやっているのですけれども、所有者不明の関係で情報提供をお願いするわけですよね。水道事業者とか、それから電力事業者とか、それからガス。やっぱり電力会社が一番、非協力的なのですよ。日弁連で全国調査したので、知りたかったのです。

それから私、前、防災をやっていて、そのときも、やっぱり防災というのは震度計が動くときに、そのときに、そのいわゆる中継機器なんかでデータがあるわけですよ。それも東京ガスはかなりオープンなのです。皆さん、それは恐らく御承知だと思うのですよ。でも、電力会社が一番、非協力的なのです。なので、それを知りたかったのです。

会長

そうすると、今のは数値的というか、表現的に実績報告の書き方をまず、もう少しわかりやすく誤解のないようにしないといけないというのが1つ、「突出電柱」というのものと、移設を要する未了というのか、移設を要する電柱との概念をどこかで。つまり「移設を要する未了本数」と言うと、ずっと累積で、これ、平成24年から調査なさっているという、これが翌年に推移しているわけではないという、合計数百本あるわけですか。現在、杉並区内で全部未了と称する……。

狭あい道路整備課長

そうですね。24年度の方はこちらで集計したものがそのまま残ったままですが。こちらは調査をかけたものでデータ化をして、電柱事業者とスケジュール感を持って工程を管理してやっているところです。

それで25年度以降は、拡幅に伴って電柱の移設依頼をかけていますので、それが残ってしまっている。それはそれで残っています。

会長

残ってしまっているから悪いと言っているわけではないけれども、現実として示すお話と、特に今年度以降は突出した電柱というのが、これで見ると少なくとも60センチ以上突出してしまっているというものが60本なり58本、合計118本あるわけで、これについては頑張っていきましょうというふうに読める。つまり突出電柱というのは、大きくずれてしまっている電柱がこれだけあるとすると、その中に特に突出しているから定義づけて、その何割かが突

出で、それを頑張ってやっていこうというふうに何となく読めてしまうのですけれども、そういうわけではない。

狭あい道路整備課長 この24年度に調査したのも結局、拡幅に伴って本来だったらセットバックしているはずなのですが、それが何らかの理由で残ってしまっているというケースです。

会長 それがたくさんあるわけですね。

委員 24年以前は調査がなかったという意味ですね。

土木担当部長 24年に職員が区内を回り、特に出ているものというのを調査をさせていただいて、把握した数がここに挙げてあるとおり、80センチ以上が58本で、60から80センチが60本あったと。118本あって、全て依頼をかけたのですけれども、実際にすぐやってもらったもの、地先の理解が得られないものなど、結局進まないものがまだまだあるという状態です。

本来でいけば、調べた段階で区が依頼していますが、なかなかその辺が地先の理解を得るのが難しいというのが結構ありまして、さらに強力に進める上で、今までは事業者だけ行っていましたが、区の職員も行って、拡幅の意義なり支障物件の話も、条例改正もしたことも含めて丁寧に説明をして後退させていくと。あと、技術的にどうしても下げられないというのが、電柱、前後の関係であったりはしますけれども、可能であれば全部下げていきたいという区の考えです。

もともとの拡幅の始まりというのが、やはり突出電柱の話が何でできないのという話があったり、道路が拡幅されていて、下げられない理由が何かというのがもともとの原点です。その辺と支障物件について、しっかりやっていきたいと思っています。こうしたことを通行の円滑を図っていくという意味合いの中で、どう位置づけていくかということをご議論いただいて、区としても考えていきたいと考えています。

会長 趣旨は理解できますが。

委員 これは平成24年に調査したらこうだったという今、ご説明ですね。ということは、25年以降は調べていない。

土木担当部長 25年以降はもう拡幅に合わせて全部把握していますので。

委員 いやいや、把握しているのですけれども、先ほどの5ページですが、25年以降で、例えばこの80センチ超突出とか、60から80センチ突出電柱というのはありますか

- 副参事 今、資料がありませんが、あり得ると思います。
- 副会長 当然、セットバックすれば突出しますよね。
- 委員 総数がわからないということです。
- 委員 総数がわからないと、何が終わって、何が残っているかがわかりません。だから電柱「等」というのは、電柱以外が含まれるのですか。
- 副参事 電柱と電話柱。基本的にはそれだけです。区の街路灯とか標識とかありますが、それは区で移設しています。
- 委員 今、委員が言われたように、こっこの5ページも同じなのですがけれども、総数があって依頼して、それから移設して今、残っているという、こういう表でないと、今、幾ら残っているかがわからないということになりますね。
- それから、こちらの突出電柱移設100%は非常にすばらしいし、別に全く異論はないのですけれども、今のだと24年調査の数字でこう書いてあるから。これは今年やることですよね。そうすると移設してちょっと突出しているのはあるわけだから、25年以降の電柱は何本あって、総数があって、残って、だから、完了したものだけ書いているのですけれども、これを見るとさっきの私の質問と同じで、58から33引いたものが残っているねということになってしまう。
- そこで、総数を把握して100%を目指しましょうと言わないと、ちょっと区民にも誤解を与えてしまうかなという気がする。数字の書き方ですよ。やろうとしていることに別に異論はないのですけれども。委員と同じことなのですけれども、総数を書いたほうがいいと思います。
- 会長 その辺、時間かけて整理していただいて、さっき申し上げたのは、突出電柱が80センチ以上と60から80センチと2分類されているけれども、60センチ未満のものは突出電柱と言わないのという疑問も出てきて、それは当面、予算と人員からすればちょっと置いておいて、順次というなら、それはそれで一向に構わないのだけれども。何か定義上、残りもあるのではないかとつい言いたくなりますよね。きっとあるし、ある意味では困られているのでしょけれども。
- 狭あい道路整備課長 確かに24年の時点ではこの数が突出しているということで、こちらの5ページの表は年次別になっていますけれども、結局、未了の分が上乘せされていくというのが総数になっていくと思いますので、この辺はわかりやすいように整理はしてまいります。

副会長 このカラー（の資料）も、例えば「80cm超突出電柱58本」というのは、24年度のときには58本あって、それで29年度末で33本がなくなっているという意味なのですよね。

狭あい道路整備課長 そうです。

副会長 だから一番わかりやすいのは、今年何本減ったとか書いてくれたら一番わかりやすいのですけれども、24年からこれまで頑張って、33本減らしたということなのですよね。だから毎年、毎年のどれだけ努力したかということを見るのだったら、その年に何本減ったのかというのがわかれば一番いいとは思いますが。

委員 100%を目指すのだから、少なくとも残っているのが何本かというのは、やっぱり必要だと思います。こういう目標を立てるのであれば。

委員 「突出電柱」と言っているのと「電柱等移設」と言っているのとは、別の概念なのです。

副会長 全然、意味が違うからわからないということですね。

委員 同じものではないのだから、足し算するわけにはいかないと。

委員 概念も明確にしたほうがいいというのは、確かにそうです。

委員 それで気になるのは、今の5ページの表が27年からだけになっているのだけれども、本当は25、6、7もみんな同じような数字があるということですね。24年以前もこういう数字はあるわけですか。

土木担当部長 そういった数値がなかったので、24年に区内全域をまとめて調査し、突出している電柱がどれくらいあるかというのは把握をしたということです。

 当然、それ以降の依頼をかけている電柱がどれくらい出ているかは、拾えば、これくらい出ているものが残っているかどうかは多分、調査しなくても把握できると思います。

 今回、ご指摘を受けましたので、それ以降についてもどれくらいこれくらいのもがあるかというものにするのか、依頼をかけた電柱がどれくらいできて、どれくらいできないのかというのはまたご説明できるようにした上で、やっぱり拡幅の効果が上がるようにという部分では頑張っていきたいと思えます。

会長 ありがとうございます。電柱の話題が突出したわけですがけれども、どうぞ。

副会長 私、この杉並区永福町駅の近くで生まれて育ったのですが、久しぶりに今年帰ってみたら、永福町駅の北側の道路は電柱がないのですよ。きれいになって

います。永福町駅の南側は相変わらず昔のままなのです。すごくきれいになったなと思ってね。電柱がないというのはこんなに広々として、美しいなと思ったのですけれども、都知事も電線の地下化ということをおっしゃっているわけで、ああいうまちができたらいいなとは思っているのですけれども、そういう電線の地下化という計画は、杉並区にはどこかにあるのですか。お金がかかることなのですけれども。

土木管理課長 お金がかかるので、どこが効果的かというのは方針をつくっているのですけれども、今、4路線ほど効果が見込めるところを抽出しているのです。そのうち今年度、1カ所を実際に事業化しようということで、今、調査をかけているところですよ。

副会長 それは地元自治体もお金を出さないといけないのですか。

土木管理課長 負担はあります。国や東京都の補助を使っても、やはり費用負担は生じます。
副会長 だから、街路灯も全部変わってしまいましたしね。すごくよくなったのですけれども。

土木管理課長 永福町駅の北側区道の部分でやっていますけれども、南側の都道はまだです。東京都は東京都でまた優先順位をつけて、東京都の計画に基づいてやっていますので、一緒にできなかったのはちょっと残念ですけれども。

副会長 東京都はもっと中心的なところしかやらないでしょうから。電柱がないというのはすばらしいなと思っています。

会長 杉並区は、幅員でいうと何メートル以上というのが最低条件でしたか。

土木管理課長 特に条件はないですけれども、今までは東京都のほうで標準的なのは、歩道の幅員が2.5メートル以上のところですよ。

会長 まず歩道つきの道路でなければいけない。

土木管理課長 歩道のある道路を基本は行っていたのですけれども、今は生活道路でも進めていきたいと思いますというところで。杉並区の永福町のところはパイロット的に、試行的にやったのですけれども、それでも幅員は8メートル。

会長 永福町は歩道なかったですよ。

副会長 ないです。

土木管理課長 一方通行の幅8メートルですが、それでもかなり埋設物がふくそうしていたので、時間と費用はかなりかかっています。

会長 区の事業としてやられていたわけですね。

やっぱり商店街の振興とか、そういういろいろな要素で議論していくわけ

しょう。

土木管理課長　　そうですね。そういう効果もあったので、パイロット的、試行的に行ったのですけれども、やはり経費も相当かかったので、続けてはできません。それを継承して、今後また新たに考え方をまとめて進めていきますというところです。

会長　　商店街なんかからの要望は、例えば井草の商店街とか、そういうのが上がってくるということはないのですね。

土木管理課長　　いろいろなところのまちづくりを検討すると、多くの地区で無電柱化を要望されます。

会長　　地元ではね。

土木管理課長　　ただ、思った以上に経費はかかりますので、財政的に考えて、区としてもそう何路線も一度にできるような体制ではないので。

会長　　そもそも国・都が補助金を出してくれない限り、区も受けられないと。

土木管理課長　　はい。補助を受けてもかなり負担があります。50%とか残りの半分とか言われる分は、無電柱化、地下埋設に対する補助なものですから、当然それをやれば道路整備もいろいろ修景化・バリアフリーだとか、いろいろな整備も含まれてくるので、そういうところは出ませんので。やはり区の負担はかなり生じてきます。

会長　　なるほどね。

どうぞ、その他。どうぞお願いします。

○重点整備路線について〔意見交換〕

委員　　いつも同じようなことを言って申しわけないですけれども、支障物件の件で、重点整備路線の支障物件の件数、1件減りましたけれども、なかなか減っていないという現状があって、今年度の取り組みとしては、条例等に基づく勧告とか命令についても進めていこうというのが今、ここに出ているかと思うのですけれども、大体その時期というか、時間の目安として、例えばいつぐらいまでに応じてくれないのだったら勧告を出すとか、そういうスケジュールとかというのは今、ある程度、具体的に決まっているのでしょうか。これをやることはかなり大変なことだとは思うのですけれども。

狭あい道路整備課長　　今、折衝中のもので、重点整備路線で動かせそうなものもあります。それはそれで実績として上がっていくのですけれども、前回、会長から指摘のあったプランターの件とか、重点的に行っていこうと考えています。

委員 そういう時間的な期限がないと、いつまで経っても結局、動かさない人は動かさないような気がします。

狭あい道路整備課長 やはり今年度は、来年度、条例改正してもう3年になりますので、ある程度、効果が見えるような内容で取り組んでいきたいと思っています。

副参事 以前、委員からご指摘があったので、時間軸をお示ししようと考えていたのですが、会ってみて人によって違うので、なかなか一概にはつくれないのが実情です。今年こういうふうを考えているということは、今年中にはというところがあるので、条例上は命令等の公表するときに協議会に諮ることになっていきますけれども、勧告するようなときにも、これでどうかというような話をさせていただきたいので、後ほど協議会について説明させていただきますが、それとは別にお願いをさせていただく場合もあるかと思っています。

委員 そうですね。いろいろな方が多分いらっしゃると思うので、難しいというのはよくよくわかるのですけれどもね。なかなか他の人がそうだとやらないという人は、動かすのは難しいですけれどもね。なかなかその路線だけにこだわるわけにも多分。ほかにも拡幅しなければいけない路線というのは、区民の皆さんの安全から考えると増やしていく必要が多分あると思うので、やっぱり時間的なものというのは少し意識が必要なのかなという気はします。

狭あい道路整備課長 4月にメンバーがかわったので、自転車で重点整備路線の調査に行ったのですが、近隣の方と話す機会があって、やっぱり近隣の方はもう大分ご存じでいらっしゃいます。話はもう何度も折衝していますので、もう一步踏み込む、そこが大事かなと思っています。今年度はその辺を職員とともに頑張っていきたいと思っています。

委員 御苦労おかけしますが、よろしくお願いします。

会長 今、委員の述べられた条例上の勧告みたいなものがやっぱりあるべきなのかというか、どういう場合に（勧告するのか）みたいなものも、今年実施していく中で、また提起していただくことですよ。杓子定規に、ここまで来てしまったからもう勧告だというわけにも、おっしゃるようにね。

狭あい道路整備課長 折衝も何度もやっていて、それで解決すれば、あえて勧告までいかなくても交渉の結果、実績が出てきますので。まずその数と、その辺を年度の途中である程度、検証しながら考えていきたいと思っておりますので。まず今年度の決意表明ということで、受けとめてください。

○拡幅整備について〔意見交換〕

委員 この青いカラーの表の30年度の取り組みで、拡幅整備のところの事業の「見える化」のところに「区立施設の整備促進」というのがあるのですけれども、これは区立施設の中で道路の拡幅が済んでいない施設があると、そういうことですか。

狭あい道路整備課長 そうです。拡幅整備が終わっていない施設があります。学校と公園は調査が終わっていますので、これはもう早期に完了を目指してやっていきたいと。ほかの区立施設は今、調査をかけているところです。それを順次、ただ予算もある程度かかりますので、その辺は財政当局にも説明をしながらやっていきたいと思っています。

委員 それは例えば地震の関係ですとか、そういったものと合わせて、優先的に高いところから取り組んでいくとか、そういう形になるのですよね。

狭あい道路整備課長 学校は震災救援所になっていたりしますので、早期に終わらせたいと考えています。区が率先して取り組んでいく姿勢は大事だと思っていますので、まずはそこをやっていくと。今年度はそういう意気込みで今、取り組んでいます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 今の区立施設のところの690メートルと1,200メートルを早期にということですが、この数字は、いわゆる上のほうの拡幅整備一般の目標9,500メートルというのには入れていないと思っていいわけですね。

狭あい道路整備課長 いいえ、9,500メートルの内数として入れていきたいと思っています。多くは建て替えに伴う拡幅が主なもので、やはりそれは予算が幾らついてもなかなか伸びない状況があるのですけれども、こういった区立施設もまだまだ残っている場所がありますので、まずそこは早急にやっていくと。ある程度できてくると、それが区民の方にも見えてくると思いますので、それで拡幅への理解を図っていくという考えです。

会長 目標の中には公共施設も含まれると。結果的に区立施設、小・中学校が拡がれば、目標の中のある部分が実現したというふうになるということですか。

狭あい道路整備課長 実績として載せていきたいと思います。

会長 載せていくということですね。わかりました。

 高円寺の南側の小学校、防災まちづくりでかなり拡がったのが、あれなんかはまさにその実例ですね。杉六小ですか。

副参事 杉六小です。阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画の関係でやらせて

いただきました。ああいう形で「見える化」していくのが必要だと思っ
ていますし、杉並区の公共建築物は結構、古いものもありますので、狭
あい道路を確実に道路整備までやっていないというのが残っています。
それは区が率先してやらなければいけないだろうというのが、1つあ
ると。

会長 なるほど。いずれにしても、電柱もこれもお金がかかるという話
がさっきから出ていますけれども、実行力ということからすれば、1つ
は予算が過去に比べてどういう具合に、区の全体の予算はうっかり
すると今、減っているわけですかね。総予算。

狭あい道路整備課長 狭あいの整備に関しては重点事業ですので、
それなりに予算措置はしていただいているところです。

土木担当部長 全体の予算は毎年、増えています。増えているのは、
さっき出たように公共施設の建て替え時期を結構迎えていて、学校
の建て替えであるとか、区民センターの改修であるとか、施設もの
の経費が伸びている一方で、この間、待機児童ゼロを達成しまし
たけれども、待機児童ゼロをこの2年ぐらいで進めるために保育
関係に今、大体200億円ぐらいかけていますので、その関係の経費
がどうしても伸びるので、ほかは落ちている、抑えられている部分
はあります。その中で狭あいは、言えぱつくとは言いませんけれど
も、狭あいと耐震・不燃化関係の経費というのは防災・減災対策と
して減らせないということで、予算はそれなりにつけてもらって
います。

会長 水平、あるいは微増か水平ということで、ほかはかなり削減
されて。

土木担当部長 そうですね。

会長 でも、こういう関係の予算というのは、いろいろな防災とか
にも関連してしまうから、では区民が目に見えて、あそこが拵が
って良くなったねということに幾ら予算がどうだと言われても、
なかなか計算は難しいでしょうね。商店街の整備とか、いろい
ろなところから出ているでしょうからね。

委員 この拵幅整備の9,500メートルを目指すというのと、先ほど
の突出電柱移設100%を目指すのと、これは30年度を目指すとい
うことですね。31年ではなくて、30年度にこの9,500メートルを
目指すという意味でいいのですか。できるかどうかはやってみない
とわからないのですけれども、意味としては

狭あい道路整備課長 そうです。

委員 わかりました。

副参事 杉並区実行計画で毎年9,500メートルを目標値としています。
その中で8,000メートルが基本的には建て替えの部分で、これは住宅着工事情によってしまう部分があって、昨年度は少なかったですけれども、それと1,500メートルが、いわゆる戸別訪問等でやっていくという部分でございます。

委員 わかりました。その戸別訪問というのが、実績が111件ということで、この実績は29年度末というのは、29年度、単年度で111件ですか。それとも累積ですか。

狭あい道路整備課長 これは29年度分です。

委員 では、この戸別訪問をかなり増やしていくということでしょうか。

狭あい道路整備課長 そうですね。建て替えだけではなくて、そういった拡張できそうなところに戸別訪問を行っています。

また今回、組織改正で私道整備助成も狭あい道路整備課に所管替えされています。私道の舗装に関して、区は100%助成しているのですが、その際に拡張できそうなところがあれば、そこも拡張していきたいと考えています。

○重点整備路線の指定及び広報について〔意見交換〕

委員 あと1点。先ほどの説明でこの整備助成対象地区の新たな整備区域の中に、重点整備路線も指定するのを検討するみたいな説明があったのですが、これは重点整備路線を指定する場合は恐らくここにかかってくる話だと思うのですが、その辺のスケジュール的にはどんな感じで進めようとしているのかというのを教えていただけると。

狭あい道路整備課長 まず、新たな整備地区、こちらのA4判のピンク色の部分の地区の町会・自治会に出向いてPRしてきたいと思います。

委員 整備路線の指定については。

狭あい道路整備課長 その中で地域に入って行って、ある程度の熱意がある地域があれば、その熱意を取り込んで、例えば地域活動係から情報を得ながら、この路線はやったらいいねとか、何かそういう情報があれば。ある程度、地域の中で手挙げ方式でこの路線をやってみようかというのがあればと考えています。

土木担当部長 イメージ的に言うと、これから入りますので、秋口ぐらいにもし路線が決まってくれば、そういったものをかけていくというのは1つあるかなと。年度中に何カ所か入れられれば、できれば諮問して増やしていきたいと思っています。

すけれども、これからやるので、どれぐらいのスケジュール感でいけるかというのはちょっと地域の雰囲気を見てみないとわからないのですが、年度中には何らかの新しい地区も含めて、区内全域でそういった路線指定を今までとは違って積極的に仕掛けていきたいというふうに思っています。

そういった声も実際に地域からもあったりして、それが実際に成り立つかどうかというのは、実際入ってみないとわからないので。

委員 調査しないとわからないですよ。

土木担当部長 ただ、それは今まではやっていなかったもので、今まで以上に積極的に地域から情報を上げてやるので。今から始めるので、早くても秋ぐらいと思っていますし、最悪は年明けてみたい話になってしまうかもしれないですけども、いずれにしても、なるべくそういった重点路線みたいな指定を今年度中には新たにしていきたいということですので、イメージ的には次回というよりは秋以降ということでお考えいただけると。

委員 ただ、今の話では、要望とか地域からの声というのはもちろん要素ですけども、前の検討のときも、これは円滑な避難等に重要な道路ということなので、今、地域の手挙げと言われたけれども、手挙げだけで指定するというところではないですよ。今までの考え方は、別に変えないわけですよ。もちろん条例変わっていないわけですから。だから手挙げには限らないと思うので、そのところはちょっと今、気になったので。今までの考え方をベースに調査をして、指定をしていただく必要があると思いますので、その点は申し上げたいと思います。

それからあとは、先ほどの説明で気になったのは、新たに整備地区の中で指定していくということなので、これは1、2、3、4で、4というのは別に今までも外れているわけですよ。なので、今、部長さんのご説明は、むしろ全体でそういうようなところがあれば検討対象にしていくということをご発言あったのですけれども、それはどちらなのですか。

つまり新たな整備地区を対象にやっていくのか、もう少し広く必要があれば指定していくのかというところは。今の時点ではまだ別に決まっていなければ、それでもいいのですけれども。そこはどうなのでしょう。

土木担当部長 手始めは新たな整備地区になろうかなと。ほかでもご要望もいただいたりしているところもあるので、積極的に広げていくことに効果があるところについてはやっていきたい。

委員 わかりました。

会長 ありがとうございます。

副会長 今のご説明だと、重点整備路線を新たに指定することも、住民にそういう動きがあれば、秋以降に指定するかもしれないというお話なのですか。前、聞いていた話は、重点整備路線は新たに指定することは今年度はないみたいなことを私、聞いていたような気がするのですけれども、そうではない。

土木担当部長 前に指定していただいた重点整備路線でそれなりにやらせていただいた成果を検証し、今後、拡大していくという方向を模索したいというところもあるので、これ以上どれくらい増やすかというのは、ちょっと今の段階ではまだありませんが。

副会長 いや、1つでも2つでも増やすのかという話なのですから。

土木担当部長 それは今年度、増やせればと思って取り組んでいくと。

委員 だから、そこをさっき聞いたのですけれども。それはそれで。

副参事 重点整備路線については、昨年、一昨年、6項目の選定基準をご審議いただいて決めさせていただきました。その考えはもちろん、それを踏まえて選んでいくのですけれども、ただ、道路はみんなの公共財産と言うか、みんなで譲り合って広げていかなければいけないところを、皆様にご理解いただき、そういうところの意識を醸成させていただいて、その中で、やっぱりここはという話が出てくれば、基準と照らし合わせて進めていくものと考えています。そういう意見をお聞きしていくというのが、今年度の取り組みの少し変えさせていただいた点かなというところでは。

会長 ベースは今までの6項目で。

副参事 もちろん、基準は十分にご審議いただいた結果ですから。

委員 重点整備路線を選んでいくということについては、逆に言うと、指定をした4路線についての実績も上がっていないのに路線の数だけ増やしていくというのは少々、筋が違うような気がするのです。重点と言って指定をしたところをもう少し、実がついてきたところで、ある程度、達成をしてきたので、次の何路線かを増やしていきたいというふうな運びになるのが順当なのではないかと思うのですけれども。

狭あい道路整備課長 地域に入って「見える化」、ショールーム的に効果がありそうなところを区が支援していくというやり方もあるかなと思うので、それを重点整備路線の基準に照らして、いろいろ模索はしていきたいと考えています。

- 委員 前回の4路線を選ぶときに多分、候補は幾つかあった中から選んだのだと思うのですが、このピンクのところにかかっているのに、そのときに危険性が高いのではないかみたいなどころに入った路線はこの中にはないのですか。
- 副参事 この中にはありませんでした。前回は特に東京都防災都市づくり推進計画にある整備地域、この青い部分ですけれども、その中とか、まちづくりとかの観点で選ばせていただいたので、この地域は今回の震災シミュレーションによって新たに示されたものですから、当時は候補にしなかったというのが正直なところでございます。
- 委員 客観的に見ていらして、ここはやっぱりなかなか狭いなとか、ほかの路線みたいに長いところとかというのは、やっぱりあるにはあるのですよね。
- 副参事 あります。
- 委員 そういうところから、声上がるのもそうですけれども、かぶさるというか、その中から選んでいく形にはなるのですか。
- 副参事 そうです。新たな整備地区については、重点整備路線ではなくてもこの地域は助成金制度があるわけですから、そういう意味では、短い路線であっても拡げていきたいという区民の意識があれば、そういうところを重点的に区民とともに拡げていきたいと思いますという話ができるかなという意味がございまして。課長が町会に入るといっても、そういうことというふうに考えております。
- 副会長 さっきの委員おっしゃるように「重点」という言葉がついている整備路線で何か成果が上がらないと、「見える化」というのが出てこないのではないのかなという感じがするのですよね。そこがあまり見えないので、区長からあまり成果が上がっていないのかなと言われたのかなとか思っているのですけれども、区長はこの狭あい道路に関してどういうお考えだったのですか。先ほど「あまり成果がないのではないか」と言われたという。
- 副参事 区民にとっても見えてこないというか、なかなか見えにくいところがあるということだと認識しています。
- 副会長 見えないですね。
- 副参事 確かに重点整備路線、区長は全部歩いていますから。また区内をよく歩いていますから、問題意識を持っている場所があると。そういう点でなかなか見えなないかと考えていると思います。
- 狭あい道路整備課長 成果を上げるために、パトロールだとか、その辺を工夫しながら、模索しながらやっていきたいと考えています。

会長

確かに今のお二人の議論の重点整備路線の効果がそのまま広げるとするのは、正しいとは思っただけけれども、ただ一方、何をもってどのくらい進んだと評価するかは、100%なんていうことは基本的にないという前提だと、何かのうちの5割まで達したとしたらば、それなりにやっぱりやったわけだから、これ以上やるためのエネルギーを100としたら、その100のうちの50ぐらいはこっちへ向けて頑張っ、て、そういうようなことで広げていくのも重点整備路線の意義だというような。その辺を我々がどう考えるかであって、3分の2ぐらいの、何をもってどういう指標で「3分の2はできた」と言うかね。

区長から見て「目に見えて」とおっしゃっても、別の指標をとれば5割ぐらいの成果を上げているのだという言い方もできますし、その辺は今すぐ決めなくてもいいけれども、広げる、さらにいろいろなところをやるということに関しての、かなり基本的な物の見方だと思いますね。

完璧を期するための重点だと、極端にはそういうことであるし、行政としても頑張っ、て区民にも理解してもらって、ほかよりは少しでも進んだということをもって重点という意味は、3年とか4年やれば、その「重点ということは全うしたのだと。」「その効果をほかの地域で、そのくらいの緩さでやってもいいではないか」というのが両極端にあるような気がするので、それはまた皆さんの意見も聞きながら、まさに次の課題ですね。

狭あい道路整備課長 あとは訪問の仕方も、例えば昼間、日中伺ってもいらっ、しゃらない方もいるし、そういった場合、チラシでのご案内となってしまう可能性もあるのですけれども、セカンドアプローチといいますか、やり方もいろいろ工夫しながら、なるべく地権者の方に実際会っ、て、話をし、て、理解していただき、て、協力していただくということを今年はやっ、ていきたいと思っています。

会長

そういった路線強化の具体的な方向性も見えてきたのも、2年やっ、てきたからでしょうね。

どうぞ、ほかにもまだ何かございましたらご議論いただきたいわけですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

委員

拡幅整備の戦略的広報というのが先ほどもちょっと説明があっ、たのですけれども、この戦略的広報というのは、先ほどの説明ですと、29年度の「広報すぎなみ」の回数が、2回が1回になっているのをもうちょっと、とか、あるいはその他のところのリーフレットとか、パトロールですか。そういうものを増

やしていくとかいう説明だったのですけれども、これは広報ですから、戸別訪問の話とは違うのですよね。そうするとその場合に、先ほどの説明では、戦略的広報というのは全体的にそういうふうに周知するというような意味が強かったのですけれども、戸別にチラシを入れるとか、そういうものというのは可能性はないのですか。

つまりこの対象になっている人は、基本的には固定資産税を払っている人なので、例えば、税の申告のときのお知らせとかをしますよね。あるいは申告ではなくて、税金を払ってくださいというのを出すではないですか。固定資産税だと通知が来るではないですか。そのときに例えば入れるとか、そういうことというのは考えられるのですか。

つまりこの戦略的広報というのは、先ほどの説明だと、今までの7ページに書いてあるものをまた、もう少し強化していくみたいな感じで受け取ったのですけれども、もう少し戸別に広報する。戸別訪問ではなくて、チラシを入れる。そういう方法というのはないのでしょうか。チラシというか、納税通知書に同封するとかですね。

副参事 23区の場合、固定資産税が東京都なのでそういう方法はとれないところがございます。

確かに税金との絡みは非常にいいご提案だと思うのですけれども、そこは難しい部分が1つあります。

区独自で考えていくときに、戸別に家にチラシを入れる。それから登記簿を調べて、土地の所有者さんに送るというような方法はとっておりますし、新たな整備地区はまたそれをやっていきたいと考えております。

委員 だから税金と一緒に、固定資産税は東京都税ですから、確かに今、ちょっと一般の市町村の頭で言ったのでそれは訂正しなければいけないのですけれども。戸別にそういうチラシを入れていくというのは、結構効果があるかなという気がしたので。戸別訪問だと足を運ぶから結構、限られますよね。

副参事 チラシを入れるとか、それから町会の回覧につけさせていただくとか、それは重点的にやっていきたいと思っています。

委員 わかりました。

○終わりに

会長 その他、何かございますか。

いろいろご議論、ご意見が出て、ちょっとまとめようもございませんけれども、基本的には新しい意気込みで今年のご取り組みをご説明いただいて、我々も理解したと。ただ、表現上とか数値の記述上、前回からかなり改善はされたけれども、誤解を招いたり、理解できないところがあるので、それらは議事録も見ていただいて、次回までにはと言いませんけれども、順次わかりやすくする努力は続けていただきたいと思いますということですね。

それから、全体の今年度と来年度の我々がどんなスケジュール的な議論をしていけばいいかも大体理解ができたという前提で、次回以降またこういった取り組みのその後のこと等をご報告いただきながら、冒頭申し上げたように、どうしても我々、来るたびに少し戻った線からまた改めて伺わなければいけないので、まどろっこしいこともおありでしょうけれども。

なかなかこの問題は、行政の皆さんは長くやっていたり、専門でやっていてよく理解されているわけだけれども、我々は簡単には理解できない事柄なので、その辺の戻りはお許しいただいて、今後も議論を継続するというようなことで、今日のところは、新しい年度の1回目はよろしゅうございますか。

それでは一応そういうことにさせていただきます、議事としてはあと、今後のこととかをご提示いただくということですね。お願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日、いただきました皆様のご意見、そちらを参考にさせていただきます、拡幅整備の推進に努めてまいりたいと存じます。

引き続きまして、平成30年度の協議会のスケジュールについて説明させていただきます。

まず本年、平成30年8月2日に皆様の任期が満了いたします。皆様の委員の任期、2年の委嘱期間が更新を迎えるのですが、前回の協議会で任期の話が会長からあったと思うのですけれども、区といたしましては、次の第二期もできればこの協議会のメンバーで続けていただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中だと思いますけれども、申し訳ございませんが、引き続き委員の職をお願いできればと思っています。よろしくお願いたします。

この場で直ちにご意向の確認はいたしませんけれども、委員の皆様のご意向の確認については、各委員へこちらからのメール等でご連絡をさせていただきたいと考えております。どうかよろしくお願いたします。

続きまして、先ほど来話題になっていますが、条例の附則の2におきまして

「区長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例による改正後の杉並区の狭あい道路の拡幅に関する条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されてございます。

そのため、条例改正をした28年7月から3年後でございます平成31年7月に向け、本日いただきましたご意見等も踏まえまして、検証を行いながらご議論をいただければと考えております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙と思われませんがお願いいたしたく考えてございます。

以上でございます。

会長 そうしましたら、委員の再任の件はまた個別に必要なに応じて検討していただくとして、当面は8月早々に開かなくてもよろしいでしょうし、3年後というのも、来年の7月1日が3年後となるということですね。

狭あい道路整備課長 そうですね。

会長 附則のそれは、何もびたりそのときにどうこうということではないですね。

副参事 目途でございます。

会長 それを目途にということですので、諮問を受けるかどうかも含めて、多少、時間の余裕はあるということで。わかりました。

では、次回日程は、具体的にはまだ決めかねますかね。その辺を。

狭あい道路整備課長 第2回の協議会ですけれども、平成29年の実施状況の公表前の平成30年10月中旬か下旬を予定してございます。日程調整につきましては、また事務局からご連絡させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

会長 では、秋までは開かないということで、10月前後にということ。

副参事 補足させていただきますと、勧告とかそういうことをせざるを得ないところになれば、また臨時にさせていただくことはあるかと思えます。

会長 多少ともご報告いただく事項がたまってからのほうがいいですし。

それではそんなことで、また次回の日程については、追って具体的に調整していただくということで進めたいと思えます。

事務局からはその他、何か。

狭あい道路整備課長 事務局からは以上でございます。

会長 では各委員さん、言い残したことが何かございましたら。よろしいですか。

委員さん、よろしいですか。最後に一言。

委員

私も前、板橋でこういう会議があったのですけれども、狭あいではなくて、そちらは問題が空家対策で、非常に今、騒がれているとおり、向こうはそういうところで。こちらへ来て、本当に第一印象は道路が狭くて、昔からの生活道路をそのままというような感じで。4月に来て、本当にこちらは土地勘が全くなかったのですけれども、1本入ると狭くて、この地震のシミュレーションにあるとおり、このオレンジのところはほとんど当署の管内でして、これは一体、燃えたらどうなるのだろうかとか、地震があったらどうなるのだろうかという事で今、聞いておりました。

本当に優先順位といいますか、少しでも道路が拡張になれば、少しでもオレンジが消えると、防災を担当する者としては本当にありがたいなというところでは。

会長

ありがとうございます。また次回以降もよろしくお願いいたします。

それでは、どうも長時間ありがとうございました。

— 了 —